

相続税の納税猶予に必要な書類

□申請書類（農業委員会事務局にあります）

- 1 相続税の納税猶予に関する適格者証明願 2 部
- 2 [別表]特例適用農地等の明細書 2 部

□添付書類（申請者が用意してください）

- 1 遺産分割協議書の写し 1 部
相続を放棄した者がいる場合は、上記以外に
民法第 903 条第 2 項による証明書の写し
又は、相続放棄申述受理証明書（家庭裁判所が発行）の写しが必要です。
- 2 土地評価証明書又は公課証明書の写し（資産税課で発行） 1 部
- 3 戸籍謄本等の写し 1 部
相続人全員が載っているもの、及び、被相続人の死亡日がわかるもの。
- 4 相続関係説明図の写し 1 部
- 5 特例農地の位置図（住宅地図程度） 1 部

□書類提出後

- 納税猶予を受ける農地の全筆について現地調査を行います。
 - ・当日の現地案内をお願いします。
 - ・適用を受ける農地の所在、面積等について事前に把握しておいてください。
- 現地調査後、農業委員から営農についての聞き取りがあります。
- 1 日に複数の調査をしておりますので、2 番目以降の方は前の調査の関係で待ち合わせ時間に間に合わないこともありますので、ご了承ください。

□その他

- 一部建物等がある場合は、**分筆後**、農地として利用する筆についてのみ証明することになります。建物等がある部分については、証明することができませんので除外することになります。
- 荒廃していてその復元が相続税の申告期限を過ぎるときは、その筆を除外することになります。
- 適格者証明願を提出した日によっては、証明書をお渡しするまでに一カ月以上かかることもありますので、申告期限に間に合うよう余裕をもって提出するようにしてください。
- 適格者証明が申告期限に間に合わない場合、税務署へ申告期限内に受付証明を提出し、その後、適格者証明の提出をすることができる場合があります。詳しくは税務署に確認してください。受付証明が必要な場合、適格者証明願を提出すると同時に受付証明願（受付証明願の様式は農業委員会事務局にあります。提出は 2 部です。）を提出してください。
なお、受付証明は、証明書をお渡しするまでに二日程かかります。